

徳島県規則第十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同1の(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同1の(五)中「生活」を「避難生活」に、「に避難している」を「で避難生活をしている」に改め、同一の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同2の(一)の中「五百六十一万円」を「五百七十一万四千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千百四十円」を「千百六十円」

に改め、同表の三の3の(二)中

| | | | |
|---------|---------|---------|---|
| 一八、五〇〇円 | 一三、八〇〇円 | 三五、一〇〇円 | 四 |
| 三〇、六〇〇円 | 三九、七〇〇円 | 五五、二〇〇円 | 六 |

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 二、〇〇〇円 | 五三、二〇〇円 | 七、八〇〇円 | 一八、八〇〇円 | 二四、二〇〇円 |
| 四、五〇〇円 | 八一、二〇〇円 | 一一、二〇〇円 | 三一、二〇〇円 | 四〇、四〇〇円 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 〇円 | 三五、八〇〇円 | 四二、八〇〇円 | 五四、二〇〇円 | 七、九〇〇円 |
| 〇円 | 五六、二〇〇円 | 六五、七〇〇円 | 八二、七〇〇円 | 一一、四〇〇円 |

同3の(二)中

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---|
| 六、〇〇〇円 | 八、一〇〇円 | 一一、二〇〇円 | 一四、八〇〇円 | 一 |
| 九、八〇〇円 | 一二、八〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 二二、五〇〇円 | 二 |

| | | | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|
| 八、七〇〇円 | 二、六〇〇円 | 六、一〇〇円 | 八、三〇〇円 | 一一、四〇〇円 |
| 七、一〇〇円 | 三、五〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一八、四〇〇円 |

| | | | |
|----|---------|---------|--------|
| 〇円 | 一五、一〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 二、六〇〇円 |
|----|---------|---------|--------|

に改め、同表の六の1中「

半壊し、又は半焼した者であつて」を「半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に、「もの又は」を「者又は」に、「ものに」を「程度に住家が半壊した者に」に改め、同六の2中「五十八万四千円」を「次に掲げる額」に改め、同2に次のように加える。

- (一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
 - (二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
- 別表第一の八の3の(二)の 中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同(二)の 中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、同(二)の 中「五百円」を「五千二百円」に改め、同表の九の3の(一)中「二十一万三千三百円」を「二十一万五千二百円」に改め、同3の(二)中「十六万八千九百円」を「十七万二千元」に改め、同表の十一の4の(一)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同4の(二)中「五千三百円」を「五千四百円」に改め、同表の十二の2中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の六の規定は令和元年八月二十八日から、同表の規定（同表の六の規定を除く。）は、同年十月一日から適用する。